HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	合名-合資-株式会社の論理:大塚久雄『株式会社発生試論』の場合
Author(s)	森, 杲
Citation	北海道大學　經濟學研究, 27(1), 59-84
Issue Date	1977-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31369
Type	bulletin (article)
File Information	27(1)_P59-84.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

合名—合資—株式会社の論理

— 大塚久雄『株式会社発生史論』の場合 —

森　　杲

1.

合名会社，合資会社，株式会社を，私企業の三基本形態とするのが，わが国での通常の理解である。

この理解は，法律的には，わが国商法の第2篇『会社』において,「会社ハ合名会社，合資会社及株式会社ノ三種トス」(第53条) と規定されていること，それが明治23年制定のいわゆる旧商法いらい維持されていることに由来する。今日のわが国では，企業数からいえば，有限会社が株式会社についで多数存在するが，これは中小資本のいわば簡易化された株式会社として，昭和13年の有限会社法によって導入された企業形態であり，株式会社という基本形態にたいする副次的形態とみられるのがふつうである。ほかに民法上の組合，匿名組合，特別法にもとづく企業なども，三基本形態の周辺にある副次形態とみなされる点では同様である。

欧米諸国の企業形態は，日本のように「上から」基本形態の枠があたえられたといったものでないだけに，はるかに多様な存在を示している。各国の企業形態を意味するさまざまの用語が，日本の合名・合資・株式会社のうちのどれに該当するのか，とまどう場合も少なくない。にもかかわらずわが国では，多少の無理をしても，欧米の諸企業形態を上の三基本形態のいずれかに帰属させ，そういうものとして飜訳するのがふつうである。

この三基本形態を区分する基準は，法律的にはいうまでもなく，全社員＝出資者の無限責任制（合名会社),無限責任社員と有限責任社員の複合（合資会社),全社員有限責任制（株式会社）にあるわけである。他方，経済的基準

とでもいうべきものとして，単独企業（個人商人）・第1種少数集団企業（合名）・第2種少数集団企業（合資）・多数集団企業（株式）といった区分(増地庸治郎氏ほか),また，人的会社（合名）・混合的ないし中間的会社（合資）・物的ないし資本的会社（株式）といった区分（国弘員人氏や占部都美氏),さらに有限・無限責任制のいいかえとして，機能資本家相互の共同企業（合名）・機能資本家と無機能資本家の共同企業（合資）・無機能資本の集中形態（株式）といった区分（竹内昭夫氏）など――つまり，共同出資の規模や，それに対応する会社の「機関」としての独自化，客観化を基準とする区分――がこもごも説かれている。

しかしながら，合名・合資・株式会社を経済的観点から明確に三基本形態とおさえ，のみならずこの三形態を低次（合名）から高次（株式）にいたる展開序列のなかにあるものとみなし，その展開の論理と歴史を追求したのは，なんといっても大塚久雄氏である。大塚氏は，企業形態の高次展開を資本集中の展開として把握する。氏は欧米の経済史家の会社発生史にかんする研究成果をあまねく渉猟，検討し，これを氏じしんの方法（資本集中論の視角）によって再構成して，合名・合資・株式会社という三基本形態の関連を論証してみせた。それが大塚氏の最初の著作『株式会社発生史論』(1938年刊）である。同書の出現いらいわが国では，株式会社成立の基本線およびそれに対応する史実にかんするかぎり，大塚氏の所説がほぼ通説となり，学問領域や方法の如何を問わずこの労作に依拠する風潮が確立したといってよい。他方，同書にたいする反対は，これまでほとんど聞かれない。本稿では以下において，そうした大塚氏のシェーマに，企業形態論という研究領域からの検討を加えてみようとかんがえるのである。

2.

最初に，大塚氏の所論を要約しておこう。

〔以下，氏の著作および論文からの引用は，大塚久雄著作集全10巻（1969―70年，岩波書店）からおこなう。〕

いわゆる大塚史学の創始者である大塚久雄氏の処女論文は，1932年に発表された「フッガー時代の南ドイツにおける会社企業——会社形態発生史の一断章」である。その後数年にわたり，大塚氏の経済史研究は，資本主義の成立史をとりわけ企業形態の生成・展開とのかかわりで追求することになった。なぜそういうことになったかの理由は，私見によればつぎのごとくである。

当時，近代資本主義成立の基本線にかんする世界的な通説は，中世末に経済的実権を握った商人が問屋制による生産支配をつうじて生産そのものの発達をうながし，ついには産業資本を成立せしめた，というものであった。ところでこの問題については，マルクスが『資本論』第3巻第4篇20章「商人資本に関する歴史的考察」で，封建的生産様式から資本家的生産様式への移行に「二重の仕方」があるとのべている。一方は生産者が商人兼資本家となって中世的な生産様式に対立し，それをのりこえる仕方，他方は商人が生産を直接的に支配していく仕方である。前者が真に革命的な移行の仕方であるにたいし，後者では，商人的利害が先行するためそれじしんの力で旧生産様式に対立することがなく，むしろ旧生産様式を保存し，自己の前提として維持しようとさえする。

大塚氏がマルクスのこの叙述にヒントをえて上述の通説にたちむかったことは，氏じしんがのべているところである（著作集第3巻，序文)。この視角によって氏は,「産業資本の歴史的形成における二通りの経路」を析出した。すなわち①基本形態（農村の内部から小生産者が自主的に生産力をたかめて農民的貨幣経済＝局地的市場圏をつくりだし，さらに産業資本の確立・国民経済の形成へと拡延していく経路),および②対応形態（商人が産業資本の勃興を一面で抑圧するが，しかしその勃興におされて，対応的に自分も産業資本に転化する経路）である。商人資本はあくまで「対応形態」にとどまるのであって，みずからの内在力によってほんらいの資本＝産業資本を導出しうるものではない。

産業資本の成立に先だつ支配的資本——商業および高利貸資本——を，大塚氏は「前期的資本」という範疇でとらえる。この前期的資本の運動法則を

解明すること，そしてこの前期的資本がそれじしんの力で産業資本を（資本家的生産様式を）導出しえないゆえんを明らかにすることが，如上の観点からいって，氏の重要な研究課題になるのは当然である。この課題にたちむかった氏の研究の最初の集大成が,『株式会社発生史論』だと解されるのである。

前期的資本の運動の解明というテーマが，なぜ企業形態の発展史の解明にむすびつけられるのか。それは，つぎのようなことである。

前期的資本の運動法則は，根本的には，その運動のなかに未だ資本の生産過程をふくみえないゆえに,「社会的生産の封建的＝共同体的組みたてによって価値法則の貫徹が妨げられるために生ずる不等価交換」（著作集第3巻426頁）を基礎にして展開される。だが前期的資本内部の競争の展開は，次第に不等価交換の余地をせばめ，前期的資本じしんに自己否定的に作用せざるをえない。これを克服するために，資本は不断に競争を制限し，独占を指向する。前期的資本は生れながらに「自由な」競争と相容れない本性をもつのである。

前期的資本も資本である以上，その蓄積は集積と集中という二つの仕方でおこなわれる。だがこの場合，前期的資本の集積とほんらいの資本（産業資本）の集積とは，範疇的にまったく異なる。後者が生産過程の，したがって剰余価値生産の拡大に基礎をおく範疇であるにたいして，前者はむしろ生産過程からはなれた流通過程の媒介運動の規模拡大を意味するにすぎず，どこまでいっても社会的生産の進展をその集積概念のうちにふくみえないからである。その帰結するところは，ほんらいの資本の「産業独占」(巨大産業経営）と異なる，「初期独占」（買占的独占，広汎な小規模生産のうえにたつ取引の集中・商業的支配）である。

すなわち前期的資本の蓄積は,「集積」の実体をもたぬのであって，単に価値額の増大という形式として集積を表示しうるにすぎない。これに対して，「集中」はどうであろうか。集中概念は，そもそも機能資本の配分上の変化にすぎない。だから集積とちがって，一応基礎過程たる生産過程と無関係の，それじたい形式上の概念である。

したがって前期的資本における集積と集中は，前者が個別資本内部の価値

額の増大という形式，後者がすでにある機能資本の配分の変化という形式，のちがいにおいて区別されるにすぎず，いずれも生産過程という実体から一応遊離した資本規模の巨大化を示し，そういうものとして買占独占に帰着する。したがって，前期的資本においては，社会的生産のいちじるしい未成熟にもかかわらず，ほんらいの資本におとらず強力な「独占」を生みだすのである。この「独占」の形成の過程を歴史上具体的に示すものこそ，前期的資本の集積に押し進められる前期的資本の集中形態——企業形態ならびに独占形態——の進展にほかならない。

この場合，前期的資本の集中形態は基礎過程の如何に無関係なのだから，一応ほんらいの資本の集中形態と弁別すべき点を見出さない。「これこそが，集中形態たる会社企業形態がまずこの前期的資本の地盤において発生し，かつ法制的に客観化され，そののちに本来の，産業資本の集中形態として移植され，その機能を果しつづけることになる理由である」（『近代資本主義の系譜』著作集第3巻90—91頁）。

大塚氏が前期的資本の運動法則の解明という課題のなかで企業形態の発展史をどう位置づけようとしたかは，以上からほぼ明らかであろう。また大塚氏が，企業の集中形態にかんするかぎりほんらいの資本（産業資本）と前期的資本のそれを弁別する必要がないとのべている点は，今日の企業形態にたいする大塚氏の理解を示すものとして，とくに留意しておく必要がある。

大塚氏は，企業形態の発展史をこのような意味で問題にするのである。企業形態論という主題の方からこれをいいかえると，氏は最初から企業形態の発展史をもっぱら資本集中論の観点からとらえる視角を宣したわけである。「株式会社の発生史を資本集中形態の展開史として把握する」（『株式会社発生史論』著作集第1巻，初版序文）ということこそ，氏に先だつ経済史家の諸論議から氏を明確に区別する視角なのである。

さて，『株式会社発生史論』（以下，ふつう引用は『発生史論』と略記し，著作集第1巻からの引用頁をもって示す）において，そうした大塚氏のシェーマがどのように説かれ，展開されているかをみよう。

大塚氏はまず，株式会社なるものは「経済学上いかなる範疇に属するものであるか」（『発生史論』15頁）と問い，それにつぎのように答える。株式会社は資本であり，とくに個別資本である。しかし個別資本はすべて株式会社でなく，個人企業，合名会社，合資会社等々でもありうる。したがって株式会社は，個別資本のうちの特殊の一形態である（同16頁）。

それはいかなる特殊形態であるか。株式会社には多数の個人資本が結合されている。すなわち，「個別資本の集中形態」，「個別資本が集中の過程において……より高き個別性の中に自己を止揚し，もって諸個人資本が社会化された一個別資本に転化する過程においてとるところの形態である」（同17頁）。

だが，この規定ではまだ十分でない。「個別資本の集中形態」といっても，そこには株式会社のみならず，合名会社，合資会社のごとき会社形態，カルテル，トラスト，コンツェルンのごとき独占形態もふくまれるからである。株式会社は，「集中形態としての会社形態の一種」にすぎない。

とするなら，株式会社を他の企業形態から区別する基準と，他の会社形態との関連とを，あきらかにせねばならない。会社企業は大づかみにいって三つの基本形態――合名・合資・株式会社――に分けられる。それらの間には，一見して規模の（量的な）差異がある。会社形態が個別資本の集中形態である以上，規模の差異とは，集中の程度・段階を示すものであるとしなければならない。すなわち上の三基本形態はたんに並置されるべきものでなく，「発展的関連」を有するものであり，株式会社はそのうちの最高度の形態として位置づけられなければならない（同18―19頁）。

氏の論究はさらにすすむ。企業の諸形態に連続性があるとするなら，資本集中の展開はなぜ，ひとつの企業形態のままでおこなわれないで，より高次の企業形態への転化を必然的にもたらすのであるか。たとえば合名会社はなぜ合名会社のままで巨大化せず，集中の一定の段階で合資会社に転化するのであろうか。合資会社はさらなる集中にともない，合資会社でありうることができずに株式会社に転化するのか（同書第1篇第3章の主題）。

氏はつぎのように答える（同103―144頁）。競争と信用を二大槓桿とする資本

集中の進展は，個別資本の結合の最初の形態としてソキエタス（機能資本家の相互的な共同企業的結合関係＝合名会社）を成立せしめた。資本集中はさらにすすみ，このソキエタスの規模を，社員数においても金額においても，ますます拡大させていく。だがこのソキエタス的結合には，限界がある。ソキエタスを構成する機能資本家は，相互に結合し協同しつつも，他方で支配への欲求をもち競いあっている。ソキエタスが拡大して社員が多くなればなるほど，彼らの支配の欲求が相互の反撥をつよめざるをえない。つまり，支配の欲求が結合の指向と衝突して，ソキエタス形態での集中を押し止める。にもかかわらず，集中の進行は無限である。その進行を可能にするものは，ソキエタス以外の形態による集中——ソキエタスの周辺に無機能な持分資本すなわちコンメンダ出資が付着した形態であるマグナ・ソキエタス（合資会社）の形態の成立——でしかありえない。

マグナ・ソキエタスによって，集中は，ソキエタスの限界をこえて拡大しうるものとなる。その拡大とは，機能資本の周辺で無機能な（支配に無関係な）持分資本の規模と比重が増大することを意味する。そしてマグナ・ソキエタスが巨大な規模にたっし，中核をなす機能資本家の私的個人性をこえて「会社機関」の相貌を帯びることになると，それはもはやマグナ・ソキエタスじしんの変質であり，株式会社への橋渡しを示すところのフォール・コンパニーエン（先駆会社）と呼びうるものとなる。具体的にはかかる過渡的会社のなかに，取締役会，監査役会，資本の株式化，株式の売買，などの萌芽がみとめられる。それはいわば株式合資会社への到達である。

先駆会社形態のもとでの資本集中のいっそうの進展は，やがて先駆会社形態じしんと矛盾するにいたる。無限責任的ソキエタスの周辺における有限責任的コンメンダ出資の比率があまりに増えるために，いちじるしく拡大された企業の取引関係がすべて少数のソキエタス社員の肩にかかり，無限責任は堪えがたいものになるのである。それ以上の集中は困難となる。かくして，無限責任制とその中にこめられているソキエタス社員の私的・人的支配形態は揚棄されねばならなくなる。揚棄されたもの——全社員の有限責任制と物

的支配の確立した会社形態――こそ，株式会社にほかならない。

以上が，大塚久雄氏の所論全体を律する基本シェーマである。このシェーマをのべたうえで，大塚氏が『株式会社発生史論』においてつづいて展開している諸々の論述は，おおよそつぎの3点に要約しうるであろう。

第1に，会社発生史にかんする従来の代表的所論を俎上にのせ，それぞれの意義と限界をあきらかにする。大塚氏からみた従来の所論の限界は，①各企業形態の発生史をべつべつ（多元的）にみて，各々の発展的関連をとらえていない，②相互の関連をみる場合でも，資本集中論の明確な視角が欠落しているため，たとえば前期的資本結合の産婆役にすぎない経済外要因を，企業の本質規定とするような誤まりをおかしている，③株式会社の基本標識が全社員有限責任制（およびかかるものの中に表出されている物的支配形態＝「会社機関」の確立）にあることを看過し，未だ株式会社ならざる中世的組織を株式会社の起源とみなす誤まりをおかしている，といった点にあると整理できよう（同書，前編第2章および補論）。

第2に，株式会社発生史を如上の基本線でおさえたうえで，しかしそれが前期的資本の集中であるゆえに，ほんらいの株式会社とくらべての特殊的制約があることをあきらかにする。具体的にそれは，①前期的株式会社における資本集中は，封建的組合形態と絡みあうことによって，資本集中形態としての本質を歪めあるいは隠蔽する性格をもつ，②ほんらいの資本による「民主的」株式会社とくらべて，社員総会を欠き，支配者団に身分制が随伴しかつ彼らの専制体制が強固であるなど，総じて「専制的」株式会社の性格をもつ，③設立の特許制に象徴的にみられる前期的株式会社の公法的，特殊的性格，などである（同書，前篇第3章第2節）。大塚氏の理論体系のなかでは，かかる特殊的制約を指摘することが大きな意味をもっている。前期的資本の運動が自己の本性からして独占を指向せざるをえず，社会的生産の進展を抑圧する性向をつよめざるをえないとすれば，かかる資本運動（＝資本集中）の所産たる株式会社の専制的性格こそ，前期的商業資本の保守的，反動的性向の表現にほかならないからである。全社員有限責任制の確立によって前期的資

本は，集中形態にかんするかぎり，資本集中を阻害する要因を最終的に克服した。だがこの形態のうちにこめられた前期的資本そのものの反動的本性は止揚せられない。それは初期独占に帰着し，やがて新興の産業資本によってのりこえられるべき宿命をもつのである。

第3に，氏のシェーマに沿った史実の検証である。同書「後篇」は，ほぼ全体が史実にかんする叙述にあてられている。とりわけ，株式会社の正統の起源をなすと氏がかんがえるオランダ東インド会社，さらに前期的株式会社の専制的な性格をのりこえて近代的，民主的な株式会社の先駆をなしたとみるイギリス東インド会社について，実証の労の大部分がさかれている。

以下に私は大塚氏の所論を検討するわけであるが，検討はあくまで企業形態論研究の立場からおこなうのであって，氏があげた史実の検証や資料批判は，べつに経済史家にゆだねざるをえない。むしろ私としては，氏の著書に書かれた個々の史実が一応正しいという前提にたって，それを企業形態の発展史として構成する氏の方法・視角を，問題としてとりあげようとかんがえているのである。

3.

まず，前期的資本の運動法則と企業形態とのかかわりにかんする大塚氏の所論について，私の疑問とするところをのべたい。

前期的資本の運動はほんらいの資本と同じく「運動法則」という用語を冠して把握しうるものであるかどうかという問題もあるだろうが，それは措くとして，大塚氏のいうように，前期的資本における利潤抽出の機構は，価値法則の発現をむしろ抑圧し不等価交換を維持，拡大しようとする性向をもつ。かかる機構は，投機的な商略ないし欺瞞，独占と専制，公的特権など，すなわちほんらいの資本の法則性との対比でいうなら「経済外的要因」によって保持されざるをえないものである。

大塚氏はそのことを強調する。にもかかわらず前期的資本の企業形態そのものについては，これを純粋に資本集中形態として把握し，そこに付着して

いるさまざまの封建的，特権的性格は，これをたんに資本集中のための「産婆役」，「促進的要素」とみなすのである。したがって当然にも，かかる促進的要素を捨象しさえすれば，前期的企業の諸形態もほんらいの資本の企業形態も，ひとしく資本集中形態として弁別すべきものがないということになる。

私には，このような論のはこびに難点があるように思われる。大塚氏は，資本の集積の面では前期的資本とほんらいの資本のそれが範疇的に異なるという。そういったうえで，しかし「個別資本の価値額の増大」という「形式」においては前期的資本も「集積」をおこなうのであり，この集積に「押進められつつ」「集中」が進行する，この集中それじたいは「形態」上ほんらいの資本と弁別すべき点を見出さない，というのである（著作集第3巻，88．90頁）。これはきわめてわかりにくい論述である。「集積」が本質的，範疇的に異なるのであれば，それに押し進められる「集中」も，「形式」はともかく，内容，形態ともに異なるものがなければならない。またじつは「資本の集積」が集中を「押進める」のでなく，押し進めるのは社会的生産・生産力の高度化，すなわち「生産の集積」であろう。前期的資本の根底には，かかる生産の集積がない。とすれば，資本の集積のみならず資本の集中も，ほんらいの資本とは範疇的に異なるものとしなければならない。

〔なお大塚氏が初期の論稿を徹底的に書き改めて1960年に発表した論稿「初期独占論――その経済学的把握の素描」（著作集第3巻所収）では，その点がやや修正されているように思われる。すなわち氏は，「前期的資本の集積＝集中もまた，本来の集積＝集中とひとしく，一個別資本を表示する価値額の大規模化を意味するけれども，しかし両者の蓄積の社会的内実が範疇的にことなっていることを，このさい何にもまして注意する必要がある」（著作集第3巻432頁）とのべ，それにつづく叙述でも，集積から切り離して集中のみの形態的類似性を説くやりかたはとっていない。たかだか，「前期的資本も『資本』である以上，『初期独占』のばあいにもある程度まで最新型の『独占』のばあいに相似した『集中形態』（すなわち会社諸形態および独占形態）の展開がみられるのであるが，そうした『集中形態』について

も,『初期独占』のばあいには，やはりある程度までそれ固有の歴史的特徴がみとめられる」（同438—9頁）といういいかたで，相似性を認めつつ同時に「固有の歴史的特徴」,「実質的にも異なった相貌」の方を強調している。そのことが前期的資本の企業形態の規定にどうかかわるかは依然不明であるが，少なくとも初期の論稿とニュアンスのちがう書きかたになっているように思われるのである。〕

大塚氏は前述のように,「株式会社の発生史を資本集中形態の展開史として把握する」視角をまずうちだし，そこから史実をきっていこうとする。この視角の当否はのちに検討することとして，いまかりにその視角を採るとしても，前期的資本における資本集中形態をほんらいの資本のそれとアプリオリに同一視しないなら，企業の形態規定もおのずからかわってくるはずである。

たとえばソキエタス形態を規定するのに，経済的（資本集中),経済外的（家族共同体的）と要因を二分して，前者のみを本質規定とするのは，形式的にすぎるのではなかろうか。大塚氏はソキエタスを家族共同体と同一視したり，その延長上にみるような見解を批判する（たとえば『発生史論』95頁以下および120頁)。しかしその批判は，ソキエタスが家族共同体そのものでなかったことをいってはいても，ソキエタスを「純粋に資本関係の必然的産物」とすることの正当性を立証してはいないのである。資本一般から前期的資本の範疇を峻別し，前期的資本に独自の運動や形態があることを説いたことが氏の功績だとすれば，一方で中世的共同体の単なる延長上に企業の諸形態をみるような見解への批判とともに，もう一方で，資本一般の範疇のなかで前期的な企業形態をみる見解をもしりぞけなければならなかったはずである。ソキエタスがもつ共同出資企業たる側面と，前期的資本に固有の「同族会社」たる側面とは，前者が単に前者にとっての「地盤」や「環境」にすぎないのではなく，双方が内的に関連しあって固有の形態を生みだしていたというべきではないだろうか。

大塚氏は,「ソキエタス・合名会社が純粋に資本家的であり資本結合の形態であるならば，何故にそのままにて規模を拡大して，夥しい数の機能資本家

を包容するところの大規模なソキエタス・合名会社たることをつづけないのであろうか」(同書，103頁) と設問して，ソキエタスからマグナ・ソキエタスへの推転の必然性を説こうとする。しかし史実の示すところによれば，ソキエタスはそのような「直線的な変質・進化」(94頁) をとげなかったところに，むしろ特徴があるのではないか。大塚氏じしんも認めるように，ソキエタスはしばしばソキエタスのままで（氏のいわゆる）合名会社的カルテルをつくり，また合名会社的コンツェルンをつくったのである(同書，後篇第1章第1節，また39頁の補注2)。

大塚氏は，資本集中形態を第一段階＝企業形態の展開，第二段階＝独占形態の展開のごとく分ち，あたかも第一段階の最後の株式会社が独占形態への橋渡しになるような叙述をあたえておきながら，それではなぜソキエタスがソキエタスのままで独占形態をつくりだすのか――かかる事態はほんらいの資本の場合ありえないといってよいであろう――については，その理由をまったくのべていない。おそらくこの問題への答は，ソキエタスが本質的に同族会社的性格を離脱しえないことと無関係ではないだろう。ソキエタスの発展方向は，前期的資本の本性からして外延的拡大と営業の分化（相続，のれんわけなど）の二方向をとらざるをえないが，その二方向の発展を統一的に持続せしめた企業形態は，ソキエタスのマグナ・ソキエタスへの転化よりもむしろソキエタスのいわばコンツェルン化だったように思えるからである。

同種のことをマグナ・ソキエタス（合資会社）についてもいわねばならない。大塚氏は，ソキエタス（機能資本家）の外辺にコンメンダ（無機能資本家）が付着することによって，マグナ・ソキエタスができたという。その付着の仕方を，氏は「分散型」(コンメンダ出資がソキエタス社員個人にたいして匿名的になされる）と「集中型」(コンメンダ出資が社員個々人にではなく，団体・組織としてのソキエタスそのものにむけられる）に二分し，後者の集中型をさらに，「ソキエタスへ外側からコンメンダが付着する道」と「ソキエタスを構成せる社員の一部がたとえば相続とか譲渡とかによって無機能となり，その持分がコンメンダ出資の形を採るに至る道」に分けている（同書126

—127頁)。こういう整理区分が氏じしんにとってどれだけの意味をもつのか，かならずしもあきらかでないが，氏の資本集中論視角からして当然にも，同書の行論においては，未だ「会社機関」の未熟なソキエタスの周辺に個々別々のコンメンダ出資が外から付着して，マグナ・ソキエタスをつくりはじめるという過程が，最重視されているように読みとれる。ところが同時に，同書を克明に読んでも，ソキエタス周辺にコンメンダ出資が付着しはじめ，やがてマグナ・ソキエタスに転化した史実の実証は，およそひとつも見出されないといって過言でない。むしろ氏が対象におく大ソキエタスは，ある意味では最初からコンメンダ出資的なものを外辺に含んでいたように解される。またそういうソキエタスとも，フォール・コンパニーエンとも区別される，いわば純正のマグナ・ソキエタスを，同書はひとつも析出しえていないのである。

当時のヨーロッパにおいては通常，ソキエタスとマグナ・ソキエタスを異なる形態として峻別する認識はなかったのではなかろうか。それはコンメンダ出資なるものがソキエタスと異なる源流をもっており，これのソキエタスへの影響（ソキエタスとのからみあい）が，ソキエタスの発展方向を根本的に規定したり，ソキエタスの他企業形態への転化をもたらす力になりえなかった史実を反映しているのではないだろうか。イギリスのように，コンメンダが史上一旦は出現しながらその後消失してしまった地域もあったわけである。大塚氏の実証をつきつめて読んでみると，ソキエタス的な形態とマグナ・ソキエタス的な形態との史実のうえでの発展的関連性は，前者が後者よりも史上早く出現していること，後者（というよりフォール・コンパニーエンを指す場合が多いが）が前者より総じて規模巨大であったこと以外に，根拠とすべきものがないといわざるをえないのである。

大塚氏はまた各地に散在する多様なフォール・コンパニーエン（先駆会社）が，その経緯に多少のちがいはあっても結局，株式会社に帰着するさまをのべる。そのさい，株式会社化にあたってのひとつの共通性は，国王や議会の特許状に代表される「特許」，「特権」が付与され，あるいはその別の表現と

もいえる「公的性格」が容認せられたことである。大塚氏はその事実を認めながら，なおそうした経済外的要因を「促進的要素」にすぎぬとし，前期的株式会社の本質規定から除外してしまうのである。

〔大塚氏は，前期的資本の「独占」と「特権」との関係につき，補注を設けてつぎのように書いている。「以上のごとき『独占』について一言しておくべきは，それと封建的公権力との関係である。というのは，かかる『独占』がきわめてしばしば封建的公権力によって『特権』として賦与せられ，時に単に公権力によって創出せられたかに見える場合があるからである。にもかかわらず，その必然性は第一次的に上述のような経済事情に由来するものであることが注意せらるべきである」(同書39頁)。氏が前期的株式会社と特権の関係についても同様に考えていることは明らかである。〕

私は，ソキエタスを単に純粋な資本形態たる合名会社として規定しえず，その形態規定に同族会社たる側面を含めざるをえないのとおなじく，前期的株式会社も「特許会社」であるという側面を除外して規定しえないとかんがえる。大塚氏のように，資本集中の最高の段階にある企業形態として前期的株式会社とほんらいの株式会社をまず一括し，そのうえで両者の差異をくらべる（特許主義か準則主義か，専制的か民主的かなど）やりかたは，今日の株式会社をきわめて皮相にしか規定しえぬことにつながる。その点は後述する。

以上われわれは，「前期的資本が本来の（産業）資本と，その規定性を範疇的に異にする」(同書43頁) なら，前期的資本の企業形態もまたそのようなものとして，すなわち経済外的要因をぬいて規定しえないのではないかという疑問をのべてきた。この疑問はさらに根源的には，どの時代のどの企業形態も資本集中の形態だときめてかかっている氏の視角への疑問におよぶ。そもそも企業形態と資本集中とは，それほど直接的な対応関係にあるものだろうか。その点をつぎに検討してみたい。

4.

大塚氏は，企業形態を資本集中の形態とみなす。しかしはたして，諸企業

形態は，ほんらいの資本（産業資本）のもとにおいてさえ，もっぱら資本集中の形態として把握しうるものであろうか。私には疑問に思われる。

まず大塚氏においては,「共同出資」,「資本集中」,「資本結合」の三つの概念が無差別に用いられ，または「資本集中」概念に一括されている点が，問題になるであろう。

氏は，合名会社，合資会社，株式会社を個別資本の集中形態だときめて出発し，そうだとすればこの三形態の規模の（量的）差異が，集中の程度ないし段階を示すことはあきらかだとして，合名—合資—株式会社の系譜づけにつとめるのである。しかしそもそも合名会社における共同出資は，文字どおりの共同出資であって,「個別資本の集中」などといえるものでない。ふつうかかる共同出資企業は，共同出資によってはじめていわば単位個別資本になるのであって，既成の「個別資本」が結合したものとして成立するのではない。ほんらいの資本における合名会社では，そのことはほぼ明瞭であるといえよう。前期的資本においてそれがやや不明瞭になるとすれば，その理由は，生産過程に個別資本の単位をきめるような実体が存在せず，貨幣が集まりさえすればそれが資本の集中だというふうに現象する面があるからであろう。

じっさい大塚氏は，出資が貨幣形態でおこなわれることを，つねに資本である貨幣が「集中」せられたかのごとくに論をすすめている。しかしほんらいの資本における集中とは，生産過程で活動している現実資本を競争場裡でうちやぶり合体せしめることを意味するのであって，それが貨幣の形態に還元されておこなわれる保証はない。個別資本相互の結合を，徹底的に貨幣片に分解しておこないうるのは，ひとり株式会社だけである。つまり共同出資機能と資本集中とを，株式会社だけが統一して遂行しうるのである。だが株式会社がそれをおこないうるのは，擬制資本範疇を介したいわゆる資本動化機構をとおしてのことであるから，前期的株式会社の場合には，基本的にその固有性はまだ確立していない。大塚氏がコンメンダにおける貨幣の委託関係をただちに資本動化の根拠のようにみなし，あるいは資本の貨幣形態への通約のようにみなして，論をすすめているのは，きわめて問題だといわざる

をえない。

共同出資と資本集中の関係を各企業形態にそくしてまとめるなら，大要つぎのようにいうべきであろう。近代的株式会社のもとでは，資本動化を基礎にして共同出資と資本集中は統一せられる。しかしほんらいの資本における合名会社は，共同出資企業にはちがいないが，これをただちに資本集中の形態とみなすわけにいかない。合資会社においてさえ，そうである。

前期的資本のもとではどうか。ソキエタスは同族性をもった共同出資企業であるが，これを一般的に資本集中という範疇でとらえることはできない。大塚氏が具体例としてあげるソキエタスの多くは，ソキエタス一般を代表するというよりむしろ氏のいわゆる合名会社的カルテル，合名会社的コンツェルンを指す場合が多い。つまり氏は，その合名会社性とカルテル性をしばしば一緒にして，ソキエタスの資本結合体たることをのべているようにみえる。つぎに前期的株式会社の場合には，一定規模の生産過程と資本動化機構とを基底におくような結合資本ではないゆえに，ひとつの経営単位にたいする共同出資企業という性格はかえって稀薄であり，既存の個別資本相互の「結合」体である面が株式会社の特徴として前面にでている。この「結合資本」として株式会社は，ソキエタス，マグナ・ソキエタスらの企業形態とよりも，むしろ前期的なカルテルやコンツェルンと同列視されうるような性格を示すのである。

この点，もうすこしたちいってのべよう。中世的諸団体のなかから大商人による当座的な資本の結合体が，次第に会社組織としての実体をもつにいたる道すじにおいては，独占形態（カルテル的，コンツェルン的）と株式会社とは，しばしばいちじるしく近接したものとして出現する。ある結合資本組織がカルテル的なものにとどまるか，それも合名会社的カルテルになるか，それじたい会社機関としての態様を身につけるかどうかは，資本結合にあたってのさまざまの社会環境や個別的事情できまったのであって，これを会社形態→独占形態とか，合名→株式とかいった発展段階論にはめこむのは，無理だといわねばならない。

この場合，大商人がつくりだす前期的な独占の形態という面を基準にして，合名会社的カルテル・コンツェルンと株式会社とをくらべてみるなら，双方ともおなじく経済外的な要因が資本結合の重要な紐帯になっているが，しかしおなじ経済外的要因といっても，前者には同族的基盤が強固であるのにたいして，後者には重商主義的政策体系のなかでの公権力の役割が決定的である。このちがいは，両者がやがて産業資本の勃興にともなっていかなる帰趨をたどるかのちがいに関連している。すなわち一般的にいって，前者は商人資本の盛衰と運命をともにするのにたいして，後者は，一方で「特権」廃止により資本結合（株式会社）を維持できなくなる傾向とともに，他方で産業資本にとっての共同的（公的）施設を担う特殊な資本の企業形態として継承され再編されていくのである。周知のようにアダム・スミスは，この一方の「特権」廃止を主張（独占批判）するとともに，他方の共同的施設には株式会社形態が必要であることを説いた。こうして産業資本段階の株式会社は，産業資本じしんよりもむしろその外辺において継承され，あらたな規定性を得ることになっていくのである（詳しくは拙稿「企業形態としての株式会社」1976年11月「北大経済学研究」第26巻4号所収を参照されたい）。

こうしてみてくると，共同出資と集中との区別のみならず,「集中」一般と「資本結合」との区別も，おのずから明白であろう。資本集中一般はむろん資本結合概念をも包含するが，しかし資本結合は，あくまで単位としての個別資本の存在を企業の内外に前提しているものとして，資本集中一般から区別してその意義が理解されねばならない。すなわち，それは外に対しては厖大な単位個別資本の社会的存在を前提し，その上にたつ特殊・局部的な資本の「結合」なのであり広義の「独占」概念と不可分のものであって，けっして資本一般に普遍的なものとなりえない。内（企業内，組織内）においては，多数の個別資本の独自的存在をさまざまのかたちで蔵しているのであって，決して全体がひとつの単位資本に（「よりたかき個別性」に）解消されるのではない。そういう資本結合を「会社」の形態でおこなわしむる唯一のものが，株式会社なのである。

株式会社を結合資本の形態だというのは，そういう意味である。これを資本の集積・集中のうちの集中一般に解消してはいけない。またたとえば，合名会社の共同出資と同じ次元で論じてはならないのである。

上述のように大塚氏は共同出資，資本集中，資本結合の概念の区別に無関心である。そういう資本集中論視角によって企業諸形態をおさえたうえで，ただ前期的な企業にはその前期性ゆえの（ほんらいの資本にくらべての）形態上のゆがみがあるかのように，論をはこぶのである。しかしたとえば前期的株式会社は，株式会社の最も一般的な規定，いかなる生産様式のうえにある株式会社にも共通する第一次的な規定が，「結合資本」たるところにあることを，ある意味では最も鮮明に示しているといえる。近代的株式会社の場合には，生産過程の規模巨大化と資本動化の機構を基礎にしながら，結合資本規定をより高次に展開したさまざまの規定性を身につけているからである。それはかえって，「結合資本」規定を第一次的なものとして現象せしめにくくなっているのである（同じく上掲拙稿を参照）。

かくして前期的株式会社は，「特許会社」（前期的資本とてしの固有性）と「結合資本」（株式会社に最も一般的な規定）との両面の統一体として，規定さるべきものである。前期的株式会社における資本結合が公的特権によりおこなわれたというとき，その結合に先立つ単位個別資本が，ソキエタスの形態をとっていたか，マグナ・ソキエタスの形態をとっていたかといったようなことは，結合の条件や局面によって多様でありうる。形態上，ソキエタス→マグナ・ソキエタス→フォール・コンパニーエンという経路をたどる必然性は，歴史的にも論理的にも存在しない。大塚氏がフォール・コンパニーエンの代表として挙げるジェノヴァのコンペラ，南ドイツの大ラーフェンスブルグ会社，イギリスのジョイント・ストック・カンパニー，オランダの東インド会社等々も，特権付与による結合まではむしろそれぞれ異なる源流をもっているのである。企業形態上の前提ではなしに，むしろ特権付与による結合を可能にする実質的な条件の成熟のみが，株式会社化の前提として必要なのである。大塚氏はオランダ東インド会社の会社内部が数個のカーメルに分

化しインテレッセン・ゲマインシャフトの姿容を示したことを，この会社だけの特殊性のごとくのべるが（『発生史論』373頁），むしろそれは，同社が世界史における株式会社形成の嚆矢であり典型であるのとおなじく，株式会社が結合資本の企業形態であることを，最も直接的に顕示したものといえよう。イギリス東インド会社がその内部機構において，個別企業のカルテル的連繋から合本企業（ジョイント・ストック）への発展を示したのも，「結合」資本のひとつのコースだったといえるであろう。

5.

法律学者は通常，株式会社の基本標識を全社員有限責任制におく。大塚氏は資本集中論の観点から，そのことに経済学的な根拠をあたえた。氏によれば合名→合資→株式会社という形態転化が，無限責任制のもとでの集中の限界を有限責任制の導入で克服していく過程として説かれているわけである。氏が個々の企業の株式会社化の時点を問題にする場合，全社員有限責任制，会社機関の成立，株式制，確立資本金制などが指標になりうることを指摘しつつも，事実上その中で有限責任制のみを決定的な指標として判断していることは，否定しえないところである。

氏のもっぱら資本集中視角による企業形態把握が疑問だとすれば，われわれとしては，有限責任制にかんする氏の理解や位置づけにも，当然疑義を呈さねばならなくなる。

有限責任制のそもそもの根拠は，会社じしんの客観化，すなわち個々の出資者・社員から独自化した会社の法人化である。ほんらい資本のもとでは，資本物神，資本物化の進展にともない，会社の法人化は，程度の差異はあれ企業形態の如何を問わず進行する。株式会社はそのような趨勢を基礎としつつ，資本の動化，すなわち諸資本を貨幣の形態に通約し，資本の細部の一片までも擬制資本として通流させる機構によって，全社員有限責任制を確立するのである。このようなほんらいの有限責任制からみれば，前期的株式会社における有限責任制なるものは，言葉は同じでもかなり異質な性格をもつこ

とが強調されなければならない。

前期的株式会社における有限責任制は，公権力による特権の付与と，その営業活動の当座的性格を基礎として生れたというべきではなかろうか。有限責任制とはほんらい企業と出資者との権利義務関係を第一義とする概念であるが，前期的株式会社における有限責任制では，その点の観念はまだ稀薄だったように思われる。したがって，形式上有限責任制を宣している会社においても，会社から出資者の追徴命令などは，あとをたたなかった。一株一票制や出資におうじた利潤分配の慣行も未確立である。当時の有限責任制がもつ客観的意義はそういったことにではなく，個々の資本が個別資本としての存在や活動を一方で保持しながら，もう一方で特定の目的により当座的に「結合資本」をつくった，かかる結合が特許によって保障されたことの反映として，理解さるべきものであろう。あくまで有限責任制は，特許・結合資本の性格を「反映」するものとしてあったのであり，それじたいを基本標識とするには足りないものである。当座的な資本結合が次第に会社機関としての永続性を増すにつれて，かえって有限責任制（個々人の財産・経営と資本結合した部分との区別）はあいまいになる場合があった。ぎゃくに如上の意味の有限責任制をそなえながら，株式会社といいえないような組織（船舶共有組合，徴税請負会社など）も存在した。全社員有限責任制の存否が，前期的株式会社の成否を判する決定的指標にはなりえないのである。典型的な前期的株式会社とされるオランダ東インド会社においてさえ，出資者各人の財産・経営と東インド会社への出資との一応の区別以上に，今日いう意味での有限責任制——出資に応じた義務，議決権，配当の取得など——の実体は，存在しないか不明瞭なものでしかなかったのである。

大塚氏は，17世紀初頭のイギリス東インド会社を事実上，有限責任制を欠くからという理由でマグナ・ソキエタス（合資会社）形態だと規定し，それが1662年の全社員有限責任制の法規定の採用によって株式会社に転じたと解する。これは皮相な解釈だといわざるをえない。イギリスにおける前期的株式会社の有限責任の意義の弱さは，私見によれば資本結合にあたっての公権

力の介入の程度や性格と関連しているのではないかと思われる。大塚氏は1662年以前のイギリス東インド会社を，唯一「民主的総会」をもち株式制や「会社じたい」としての存在を確立しながら，(有限責任制を欠くがゆえに)株式会社でないという「奇妙な姿」(同書501頁) だとのべる。またぎゃくに，ジェノヴァのコンペラとくに15世紀初頭のサン・ジョルジオ銀行については，株式会社の諸指標が全体としてまったく未成熟であり，かつ17世紀の前期的株式会社への継承性もみとめられないにもかかわらず，事実上，有限責任制をもつ経営だったという理由でこれを「偶発的な株式会社」(同書316頁) だと規定するのである。有限責任制を至上の指標にしてはならぬというわれわれの理解からは,「奇妙な」とか「偶発的な」とかいう解釈はでてこない。こういう無理な解釈をしなければならないところに，氏の視角の難点が表出されているというべきではないだろうか。

6.

これまでわれわれは，前期的資本の時代における企業諸形態あるいは前期的株式会社を直接の対象にして，大塚氏の資本集中論視角による企業形態論の問題を検討してきた。大塚氏の『株式会社発生史論』はあくまで，前期的資本の運動法則を解明するという大きな主題のなかで企業形態の展開を論じているのであるから，氏のいわゆるほんらいの資本（産業資本）の企業諸形態，近代的株式会社にかんする叙述は，ほとんどそこにあたえられていない。しかし氏がほんらいの資本のもとでの企業形態をどう理解していたかは，同書の断片的な叙述からも，また同時期に氏が書いたべつの論稿によっても，ある程度までうかがうことができるのである。本稿の最後として，以下にその問題を考察することにしたい。

まず，これまでの検討からほぼはっきりしている，その点での大塚氏の見解をまとめてみよう。

①，企業形態を資本集中の形態とする氏の基本視角からして，ほんらいの資本のもとで合名→合資→株式会社の展開が，論理的にも歴史的にも必然と

みられていることはあきらかである。

②，前期的な企業諸形態，また前期的株式会社が，封建的な組合形態との絡みあいを払拭しえないために，資本集中形態たる本質が不明瞭に現象せざるをえないのにたいして，産業資本の企業形態・株式会社はより純粋に資本集中形態としてあらわれる。

③，封建的な地盤・遺制のなかで形成された前期的株式会社が，社員総会の欠如，取締役の専制支配（身分制の付着，1株1票制の欠如，追徴命令，利益の恣意的分配など）をもって「専制型株式会社」として特徴づけられるのと対照的に，近代的株式会社は「民主的株式会社」として特徴づけられる。

④，前期的株式会社が公法的性格の濃い特別法にもとづく特許制，免許制によって設立されたのにたいして，近代的株式会社は，一般会社法にもとづく準則主義によって設立される。

以上の4点についての，われわれの批判の論旨は，本稿でこれまでのべてきたことからしてほぼあきらかであろう。

すなわち第1点目については，ほんらいの資本のもとでも合名・合資・株式会社を一義的に資本集中形態とみてはならない。この三つの「基本形態」を同一の発展系列上にあるとするのも，あやまりである。

第2点目。資本集中一般と株式会社における資本結合との区別については，すでにのべた。そして「結合資本」という株式会社の最も一般的な規定にかんするかぎり，前期的株式会社ではそれが歪められ，近代的株式会社では純粋に現象する，ということはまったくできない。

第3点目。株式会社を「専制的」か「民主的」かと対置することは，近代株式会社の規定として何の意義ももちえない（その点ではレーマンの「組合型」，「法人型」の区別のほうがまだしも有効性をもつといえよう）。

第4点目。前期的株式会社形成の必須の要件だった「特許」を株式会社法制史における特許主義→準則主義の過程のなかでだけみるのは不十分である。しかも準則主義は，株式会社がそれによって普遍的な企業形態になったことを意味しない。

以上4点にわたる難点をつづめていえば，大塚氏の場合，資本集中論視角によって前期的資本とほんらいの資本の企業形態をおなじ範疇でとらえて，おなじレベルにおいて比較したことによって，近代的株式会社じたいの規定がきわめて貧弱なものになったように思われるのである。

ところで大塚氏は,『株式会社発生史論』とほぼおなじ時期に,「ほんらいの資本のもとでの企業集中」を主題にした論稿をひとつだけ書いている（「企業集中論」1934年，著作集第10巻所収)。論稿といってもそれは大学での講義草稿であるが，後年の氏じしんの解説によれば,「私は株式会社形態の発生史を研究するかたわら，産業革命以後の株式会社企業の歴史にも目を向けはじめ，かつその両者を貫ぬく一般理論の構築をも試みていた。それがこの講義草稿のなかによく現われており，……」（著作集第10巻，後記543頁）とのことである。そこでわれわれもこの草稿を利用して，上の4点にわたる批判を少しく補足することにしたい。

企業形態論の観点からいうと，この草稿の構成上の特徴は,「経営形態」(生産機構の形態）の展開をまず説き，それに対応させて「企業形態」,ついで「独占形態」を論じていることである。この点いわば経営形態との規定関係をもたぬ前期的資本の企業形態論とは，決定的なちがいである。

「経営・企業・独占」の形態それぞれの内容にかんする大塚氏の理解には，興味ぶかいものも含まれ，また他方，今日の研究水準からいって比較的容易に批判できる論述もあるが，ここでは措く。ここでは,「経営・企業・独占」という三形態の関連を端的にのべている，つぎの文章を吟味するにとどめる。

（合名・合資・株式会社を資本集中論視角によって説明したうえで),「以上は，会社形態の基本的な分類であるとともに，また会社諸形態展開の一般的な図式でもある。しかし，現実の歴史過程はさらに複雑な問題を含むような姿をとっている。すなわち，ヨーロッパではすでに産業革命以前に，前期的資本の集中形態として，上述のような諸形態を展開しつくしており，したがって，われわれの当面の対象である本来の資本集中現象にとっては，それらは法制的客観性をもつ既成の制度として，すでに前提されていたと

いってよい。こうした事情のために，産業革命期以後における会社企業発達の標識は，とくに株式会社企業の数およびその資本額の増大の度合に求められることになる。ともあれ，産業革命の第2期を特徴づける重工業の工場経営化の過程にまさに照応して，株式会社の数ならびに株式資本額の異常な増加――新設であれ古い企業形態の改組であれ――が現われてき，こうして，資本主義社会の確立過程のただ中で，株式会社は企業形態として支配的な意義を獲得する。そしてその普及を土台として，さらに高度な独占形態が展開されることになるのである」(著作集第10巻，350―2頁)。

ここで大塚氏は，理論的にはほんらいの資本のもとでも合名→合資→株式会社の過程をたどるはずだが，現実には，前期的資本の時代すでに企業諸形態が発展しつくし，究極形態たる株式会社を現出しているために，産業革命後の企業形態はかならずしも合名会社から出発せず，むしろただちに株式会社企業の普及としてあらわれたと，解しているわけである。この理解は，二重にあやまりだといわねばならない。すなわち第1に，すでにのべたように，ほんらいの資本のもとでも合名―合資―株式会社の発展的関連の必然性は存在しない。第2に，産業革命後の会社企業発達の標識を株式会社におくことはできない。株式会社はあくまで，産業革命後も特殊的・局部的企業形態にしかなりえなかった。株式会社が産業革命後も（あるいは今日まで）あらゆる個別資本に普遍的な企業形態になりえないことこそ,(資本集中一般ならぬ)「結合資本」たる株式会社の最重要の特性なのである。

大塚氏は産業革命後の株式会社の普及を示すために,「参考のために」とのべて2，3の表を掲げる（同351頁)。その仕方がまた，二重の難点をふくむ。すなわち第1に，そこに表示されているのは，日本1896―1932年，イギリス1858年，アメリカ1904―1919年の株式会社の普及状況を示す数値であって，当時の資料的制約を考慮にいれたとしても，これほどまちまちの時点をとるのでは，比較にも参考にもなりようがない。第2に，氏は株式会社成立の如何を有限責任制の存否におく傾向がつよいため，イギリスにおいては有限責任条例以後に設立されたジョイント・ストック・カンパニーのすべてを，日

本やアメリカにおいてはいわゆる法人成りの中小会社をもふくめて，株式会社普及の実数とみなしている。そのような理解にたって,「資本主義社会の確立過程のただ中で，株式会社は企業形態として支配的な意義を獲得する」とのべるのである。

氏は,「産業革命の第２期を特徴づける重工業の工場経営化」と「株式会社が支配的な企業形態となる」こととを対応させている。つまりこれが，経営形態と企業形態との対応である。史実の示すところは,「重工業の工場経営化」（＝大塚氏のいわゆる産業革命第２期）と,「重工業での株式会社の異常な増大」とは，時期的にもあるいは資本主義の発展度としても異なるということである。経営形態（工場の諸形態）と企業形態との対応や規定関係をさぐることは，たしかに企業形態論にとっての主要問題のひとつである。しかしそれは，マニュファクチュア—工場—結合工場と合名—合資—株式会社という各々の「三基本形態」をもちよってつきわせたり，ズレを云々したりすることではありえない。双方の「三基本形態」にかんするかぎりは，むしろ直接的な対応はないといったほうがよいだろう。対応や規定関係は，たとえば株式会社についていえば，産業資本段階には，産業資本の運動のむしろ外辺における特殊な巨大部門（鉄道，鉱山など）に代表的な株式会社が成立するというような規定関係であり，独占段階には，巨大重工業部門に成立した株式会社がその後の生産力・経営形態の変化に対応していかなる変化をこうむるか，といった問題なのである。

なお上の引用文は最後に,「(株式会社の普及を）土台として，さらに高度な独占形態が展開されることになるのである」とのべて，企業形態→独占形態の論理，いいかえれば株式会社から独占を導出する論述にうつっていく。大塚氏はこれまで，資本集中がその時々の限界を破って進展するさまを，全社員無限責任→無限責任制と有限責任制の混在→全社員有限責任，の過程として説いてきた。そのかぎりでは株式会社の成立によって資本集中の阻止要因・矛盾は，究極的に止揚せられたはずである。にもかかわらず氏は，株式会社を「土台」にして，新たな基準・矛盾によって集中形態＝独占形態の推

転がはじまることを説こうとする。この論理は一貫していないというほかない。だが株式会社と独占との関係にかんする問題に，40年前の氏の草稿をあげつらうのはやや酷であろうし，本稿の主題からいってもどうしてもとりあげなければならぬことではないから，本稿ではこれ以上たちいらない。

以上私は大塚久雄氏の所論を，①「前期的資本の運動法則」と企業形態との関連，②資本集中と企業形態との関連，③株式会社における「全社員有限責任制」標識の位置，④前期的株式会社との対比における近代的株式会社の規定，の4点にわたって検討してきた。

この検討の結論をごく簡単化していうなら，第1に企業諸形態をもっぱら資本集中の形態とみなす理解は支持しがたいこと，第2に，合名会社，合資会社，株式会社を企業形態上の「三基本形態」とするのは，実用法学的な区分としてはともかく，経済的・歴史的にあまり意味のあるものではないこと，第3に合名→合資→株式会社という発展段階論は，前期的資本の時代，ほんらいの資本の時代を問わず受容しがたいこと，である。本稿は大塚氏の所論の検討に終始したため，企業諸形態の仕置づけ，株式会社規定の展開にかんする私じしんの積極的見解をのべる余地がほとんどなかった。その点本稿の行論にも掲げた別稿(『企業形態としての株式会社』北大経済学研究第26巻4号所収）を参照していただければさいわいである。